

令和5年5月2日

保護者のみなさま

松原市教育委員会
松原市立〇〇小中学校
校長 〇〇 〇〇

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年4月28日に、大阪府教育庁を通じて、文部科学省から「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の依頼がありました。

つきましては、5月8日以降の学校における対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

【5月8日以降の対応】

- ・陽性となった児童生徒の出席停止期間については、現在の7日間から、発症した日を0日目として5日間となります。ただし、出席停止期間が経過していても、症状が軽快した後、1日を経過していない場合は登校することができません。
- ・インフルエンザ等の感染症と同様に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は学校へご連絡をいただきますようお願いいたします。
- ・インフルエンザ同様、罹患後に学校登校する際、医療機関からの「登校許可書」は不要です。保護者の方には、学校からお渡しする「経過報告書」の記入・提出をお願いいたします。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
5月8日以降	発症	出席停止期間 (発症した日を0日目として5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでが出席停止期間)					登校可能	

- ・濃厚接触者の特定等は今後行われません。
- ・学校における日常の対策は、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導とし、毎日の体温チェック等の提出は不要です。
- ・感染流行時にはマスクの着用の推奨(個人の判断) や、一時的に学習活動時の対策を行うことがあります。その際は、改めてお知らせいたします。